

民主化再考 ーベネズエラとエジプトー

A Review of Democratization: On Venezuela and Egypt

仲野 修*

Osamu Nakano

Abstract

It would be safe to say that the Pact of Punto Fijo, signed by the leaders of AD, COPEI and URD in 1958, consolidated the democracy of Venezuela for over 30 years. This is because they learned the lessons of “trienio”; especially Betancourt, learned “conciliation, compromise and prudence.” “Compromise” was particularly important. It may be annoying to compare the cases of Venezuela and Egypt, but it might be right to say that the Muslim Brotherhood has not have the willingness to compromise. This is why they failed to build up a circle of friends in the course of transition.

はじめに

この論文は民主化のエージェンシー理論を考慮に入れながら、ベネズエラの 1958 年の AD (民主行動党), COPEI (キリスト教社会党), URD (民主共和国ユニオン) のリーダーたちにより結ばれたプントフィオ協定を考察し、トリエニオの失敗を学習したことから、民主主義が安定した経緯を辿る。後に、「学習のし過ぎ」との批判が出るが、本稿ではその点には踏み込まず、もっぱら民主化の移行を考える。「妥協」が民主化の鍵であり、これによりコーポラティスト国家を作ることが可能となったが、それを支えたのは石油であった。

ベネズエラの民主化の移行期を考察した後、ムバラク退陣後のエジプトを比較する。同胞団は軍との妥協、つまり憲法の中でシビリアンコントロールを放棄することまで許し、大きく妥協した。さらに移行期は深刻な資金不足に陥っていた。ただ、同胞団は移行期にあって、仲間をつくらうとはせず、クー

デター後に誰も同胞団に支援しようとはしなかった。軍との妥協は必要ではあったが、リベラル、青年勢力、野党との妥協も必要だったのだ。

§ 1. 成功か失敗か

多くの人々を熱狂させた「アラブの春」が過ぎて、「イスラムの冬」を迎えている今、何故「アラブの春」が失敗したのかと考えざるを得ない。移行期にパクト(協定)があるのがよいのか、なくても結果に大差はないのかについては、意見が分かれる。オドネルとシュミッターは次のように書いている。「しかし、(後述する)コスタリカの例外はあっても他のラテンアメリカの国において、様々な時代にあったパクトのない民主主義国家のすべては権威主義の逆戻りにより壊されたというのは注目に値する。こういう民主主義と権威主義の交替の社会的コストはベネズエラとコロンビアのパクトのある民主主義国家の社会的コストと同じくらい悪いか、あるいはもっ

* 北海道科学大学高等教育支援センター学士課程教育支援部門

と悪いということも又、注目に値する」⁽¹⁾。悩ましい歴史ではあるが、ここではベネズエラの1958年以降のパクトのある民主制を考察し、それが30年以上も続き、定期的に選挙し、政権交代が民主的に行われたことに注目したい。

パクトとは「合意に至るアクターたちの『死活的な利益』をお互いに保証することを基にして、権力の行使を律するルールを定義（あるいはより良く再定義）しようとする選ばれたアクターたちの間での、明確ではあっても、常に公的に説明されたり、正当化されるわけではない合意のこと」とされる⁽²⁾。これは移行期においてゲームのルールを作ることで、「不確定性の程度を制限」し、これにより民主主義の安定をはかるものである⁽³⁾。従って、ゲームの参加者がお互いの利益が保証されていることから、パクトを守ることが肝要となる。ベネズエラの1958年のプントフィホ協定ははっきりした協定で、労働者、資本家、教会を国家がまとめて多極共存を目指すものであった。ジェニファー・マコイはプシェボエルスキーを引用して、「私有財産、所得の分配、強い国家の組み合わせは、ほとんど誰にとっても、理想のセットのように見える」と書いている⁽⁴⁾。プシェボエルスキーには、ベネズエラは理想のコーポラティスト国家に見えたことだろう。

しかしながら、1989年のカラカス暴動、1992年の2回に及ぶクーデター未遂あたりから、ベネズエラに民主主義をもたらしたプントフィホ協定には毀誉褒貶が付きまとうことになった。スティーブ・エルナーは、1989年までは政治学者はベネズエラの政党制は理想的だと考えていたと言う。だから、ベネズエラはラテンアメリカの他の国と違うのだと。エルナーが指摘するその特徴とは、①「イデオロギーの違いが最少である2大政党制」、②「超国家主義のレトリックを避けた政治リーダーが民主主義に関与した」、③「過去の経験から学んで、党派的態度をやめ、政党間の協定を形成した成熟した政治リーダーシップ」、④「主に中間階級にリーダーシップをとった複数の階級で構成される主な政党」、⑤「AD、COPEIの中での政党の訓練についての強調」、⑥「下位の提携

パートナーとその他小政党に対して魅力的な機会を提供できるほど十分開かれている政治システム」、⑦「野心的なリーダーのための手段というよりも高度に制度化された政党」、以上である。だから、ベネズエラの民主主義は西欧の民主主義に匹敵すると考えていたという訳である。そこで1989年の暴動、92年のチャベスのクーデター未遂など起こるはずないと多くのベネズエラ人は戸惑い、結局、ベネズエラはヨーロッパにあるのではなく、南米にあるのだと納得していく、と言う⁽⁵⁾。

パクトを守るという大前提を抱えることで、時間の経過とともに、ADとCOPEIの政策の違いが小さくなっていき、1990年代までに政党制が硬直化したと考えられる。そこで、ペレスの新自由主義的な政策——これはコーポラティスト国家を壊すようなものだが——にはじき出された人が多くいたにもかかわらず、政治が硬直してきたが故に救えなかった。そこで、暴動、クーデター未遂が起こった。つまり、パクトの大枠を守ろうとして修正せずに来たことが、崩壊をもたらしてしまったということだろう。例えば、坂口安紀は1980年代以降の貧困、所得格差の拡大を挙げ、「インフォーマル部門の労働者が労働人口の過半数を占めるようになった」と書いている⁽⁶⁾。そこで、1993年の大統領選挙で2大政党制は壊れ、その崩壊の決定打は1998年のチャベスのMVR（第5共和国運動）がベネズエラの第1党になった時だと考えられる。ADが体制化し、また穏健化したことで、チャベスはCTV（ベネズエラ労働総同盟）を「労働エリート」と批判した⁽⁷⁾。パクト付の民主主義が定着し、さらにそれは硬直化した。つまり、成功が失敗を導いたということだ。そこで、批判が始まり、やがては初めから駄目だったという批判まで招いた。例えば、クリスプらは「ベネズエラ専門家は、彼らは彼らで、上から達成された政党のパクトのエリート主義的な性格は中央集権主義と排他的な政治機構の一因となり、それは初めから国家の政治体制を駄目にしたのだ」と言う⁽⁸⁾。この手の批判は数多くあり、「疎外のシステム」⁽⁹⁾、「凍結した」民主主義⁽¹⁰⁾、「共犯者国家（トマス・ランデル）」⁽¹¹⁾、「政党支配

(partyarchy) (コペッジ)、「制度化のし過ぎ (ダイヤモンド等)」、「学習のし過ぎ (マコイ等)」⁽¹²⁾等のレッテルを貼られた。要するに、時代に適応できなかったパクトによる民主主義ということである。

§ 2. トリエニオの失敗

では、プントフィホ協定に至るまで、時系列で追ってみることにする。フアン・ヴィセンテ・ゴメスは1908年のクーデターにより政権を得、石油を利用しながら、1935年に死ぬまで、27年間独裁政権を続けた。その後、エレアサール・ロペス・コントラレスが後を継ぎ、そのコントラレスはイサイアス・メディナ・アンガリタを後継者に指名した。このメディナ・アンガリタは自由化を進め、ADとPCV(ベネズエラ共産党)を合法化した。この時期に実業界はFEDECAMARAS (Federación de Cámaras y Asociaciones de Comercio y Producción: ベネズエラ版経団連)をつくっている。このメディナ・アンガリタは軍の青年将校団とADメンバーにより1945年10月に転覆させられた⁽¹³⁾。この青年将校団は1943年にUnión Patriótica Militar (軍愛国同盟)を結成したが、秘密裡にベネズエラの民主化と軍の職業人化の誓いに署名し、1948年のクーデターに会い失脚するも、1958年に至るまで、複数の政党の潜在的な味方であった⁽¹⁴⁾。結党2年目にして政権を担当することになったADは、以後3年間政治を司る。この3年間をトリエニオ (trienio) という。AD党首であった「ロペロ・ベタンクールが書いたように、この協定(筆者注: プントフィホ協定のこと)は、トリエニオの間での極端な党派主義と激しい対立が軍介入の扉を開けてしまったという思いを反映していた」⁽¹⁵⁾。地主と商人階級はADを非常に恐れ、ADにadeco (AD-Communist)とあだ名をつけた。このトリエニオ期にADは組織された農民の数を3,959から43,302へ、合法的な労組を252から1,041へと増やした⁽¹⁶⁾。ADは選挙で優勢であったことから、その進歩的なイデオロギーを振りかざして実業界、カトリックを威嚇した⁽¹⁷⁾。土地改革、教育の非宗教的管理、外国の石油企業との利益配分など、従前の体制

を大きく変えようとした⁽¹⁸⁾。さらに教会とCOPEI(キリスト教社会党)を遠ざけ、他の政党とも協議に失敗し、潜在的な同盟者を追いたててしまった⁽¹⁹⁾。これがトリエニオの失敗だった。参加させるという意識が足りず、同盟者を作ろうとしなかった。ここがエジプトの同胞団と似ている。AD政権は3年政権に就いた後で、1948年11月24日に軍によるクーデターで転覆されてしまう。ベネズエラの民主化の移行期とエジプトの民主化の移行期を比較するのはやや唐突に見えるが、失敗の原因には共通した部分があるのだ。

民主政権が安定するには仲間を作ることが肝要である。その後の10年に及ぶ独裁制から学んだのが、妥協が必要であるということだった。これがトリエニオが残した教訓であり、「学習」であった。クーデター後には、AD、URD(民主共和国ユニオン)のリーダーたちも亡命、国外追放となり、1958年の初めにはCOPEIのカルデラまで国外追放された。

§ 3. ヒメネス逃亡、そして暫定政権

1948年末、デルガド・チャルバウド、ペレス・ヒメネス、ジョヴェラ・パエスによる軍事独裁政権が始まった。デルガド・チャルバウドは軍内部の者から1950年11月に暗殺され、ペレス・ヒメネスがその後権力を握った。COPEIとURDは合法とされたが、ADとPCVは非合法となった。ペレス・ヒメネスは1952年11月の選挙でURDとCOPEIの勝利を受け入れず、選挙結果を拒否した。その後すぐ、URDのヴィジャルバは国外追放となった⁽²⁰⁾。

ペレス・ヒメネスの放漫財政、クローニー政治、汚職、アメリカとの互惠通商条約による大量の輸入品の流入、特にピオ12世の教皇宣言以降の教会との対立、エルナンデス神父の拘留、内務大臣からカラカス大司教への命令、政治警察(Seguridad Nacional)による軍将校への内偵など、独裁政権の特徴が目についた。軍内部はペレス・ヒメネスを諫めようとする高級将校と転覆を狙うMLNに分離したが、1958年1月の段階になって全軍に一致した意見は、軍の統一をはかるためヒメネスは解任されるべしというも

のだった。1958年1月10日、愛国委員会（Junta Patriótica）は——これは1957年6月に設立された政党の包括的な組織で、秘密裡にできた。当然、PCV（ベネズエラ共産党）も加わり、そもそもPCVが抵抗の指導的立場にあった——カラカスで一般市民にデモを呼びかけた。1月12日、愛国委員会は自らが一般市民を統合する組織とした。翌日、ヒメネスは自らを国防大臣に任命。1月21日、愛国委員会はペレス・ヒメネスを追放するためのゼネストを呼びかける。教会もこれに加わり、正午に鐘を鳴らし、労組もゼネストに参加した。軍は動かず、ゼネストを封じ込めもしなかった。ここに来て、ペレス・ヒメネスはほぼ全国民を敵に回し、1月23日早朝、ベネズエラから国外に逃げ去った⁽²¹⁾。それに先立ち、1月20日、ADのベタンクール、COPEIのカルデラ、URDのヴィジャルバがニューヨークで会合を開いた（カールによれば、エウヘニオ・メンドサもこの会談に出席したと言っている⁽²²⁾）。このニューヨーク会談では「相互に受け入れられるパワーシェアリングの原則を守り、軍により申し出られたいかなる移行協定も拒否する」ことを決め、さらに共産党をパートナーシップを求めることから外すことにした——これは愛国委員会を知ることなく決められたものだった——⁽²³⁾。

ペレス・ヒメネスが去った後、ウォルフガング・ララサル海軍大将が暫定政権を取るようになった。しかし、愛国委員会が政府の中にヒメネス派の大佐が二人にいることに抗議した。市民と政治警察との対立で死者が250名を超え、暫定政権はこの2名の大佐を政府から外すことにした。愛国委員会は民主的な選挙と引き換えに、事を荒立てないことを約した⁽²⁴⁾。暫定政権は群衆の怒りを抑えねばならず、賃金補助金と大規模な公共工事キャンペーンの緊急計画を出した。2月14日、AD寄りの労組はこれを受け入れた。さらに民間セクターにヒメネス時代に未払いになっていた負債を支払うことにも暫定政権は合意した。この緊急計画は石油収入により賄われた。ここがエジプトと違うところだ。後述するが、移行を安定させるにはお金が必要なのだが、エジプトの

政治勢力はIMFを含め、外国からの融資に反対した。ベネズエラとエジプトとを比較すると、やはり石油収入が移行安定の鍵の一部だったと考えてよい。

同年3月に、カラカスを訪れた米国副大統領ニクソンを、米国がヒメネスにビザを与えたことを理由にデモ隊が取り囲んだ。これを見た暫定政権の国防大臣のカステロ・レオンはクーデターを試みようとした。しかし、カルデラ、ヴィジャルバ、メンドサによって、ADを排除しようとしても一般市民の支持は得られないと説き伏せられた。FEDECAMARASもクーデターをやるなら、国のすべての業務を停止すると警告し、さらに愛国委員会もカステロ・レオンに抗議し、30万人デモを仕掛け、加えて軍の上級将校と部隊長もレオンの側につかなかった。これでクーデターの試みは失敗した。つまり、右翼からも左翼からも支持はなかったのである。ただ、同年中はクーデターの脅威は残った。暫定政権は国内のクーデターだけでなく、アメリカからの介入も恐れた。石油企業と敵対すれば、イランのように米国の介入を招くと恐れたのである。さらに改革主義者のグアテマラのアルベンス政権が米国により誘導され転覆させられた⁽²⁵⁾。暫定政権はこのようにことごとく内憂外患を抱えるという状況にあった。

実は、同年10月31日に締結されたプントフィホ協定の前に、大事な協定が結ばれていた。同年4月に結ばれた労働者雇用者和解協定（Pacto de Avenimiento Obrero-Patronal）である。暫定政権は社会的混乱、クーデターの脅威から是が非でも資本側と労働側からの合意が欲しかった。それが、FEDECAMARASとComité Sindical Unificadoとの間で結ばれた、この和解協定である。これを動かししたのは政党だった。その狙いは、「資本家は民主的な秩序を支持することを誓い、労働者は賃上げ要求を抑制することを誓ったという階級和解」だった。具体的には、「(a) 民主的体制の定着、(b) 団体交渉という既存の手続きと労働省という組織に加えて、融和的な方法で労働問題を解決するために対等の労働と資本の代表から成る委員会の設立、(c) 理由が解雇に値しないのならば、従業員の職の保障を企業が守る

こと、(d)両方の団体が労働協約と労働法を厳守すること」というものである⁽²⁶⁾。つまり、プントフィホ協定の前に労使間の大枠が政党のリーダーシップですでに始められていたのである。

§ 4. プントフィホ協定

では、プントフィホ協定を概観してみよう。プントフィホは、COPEI のカルデラの邸宅からきた名前です。1958年10月31日に締結された。その大義は、党派対立から民主主義を守るというものだが、署名した者は誰もがその分け前にあずかることができる。署名者はADのロムロ・ベタンクール、COPEIのラファエル・カルデラ、URDのホビト・ヴィジャルバである。当初はこの3党で連立を組み、ADのベタンクールはCOPEI、URDに閣僚ポストを与えている。後、1960年にURDはキューバ政策をめぐる対立し、政権を去る。以後、1964年にAD、69年にCOPEI、74年にAD、79年COPEI、83年ADと政権交代し、88年ADが政権をとったが、いずれにせよ30年以上にわたって選挙により政治を運営してきた。後述するが、この間、ゲリラ運動があり、必ずしもすべて順調という訳ではなかったにせよ、民主主義が定着したことは認めてよい。このプントフィホ協定に共産党は招かれなかった。ベタンクールは階級闘争という共産党の考え方を否定していた。つまり、このパクトにはAD以上の左派はいないということになる。「AD首脳は、産業労働者は体制変化を導くにはあまりにも小さく、弱い。都市の商業利益集団を疎遠にすることなく、衰退しているセクターにある農業の改革は、平和的な手段により達成できる。そして、明確に区別できる階級は変化のために協働できると主張していた」⁽²⁷⁾。トリエニオを経験してきた党のリーダーたちは「協力、妥協、分別」が必要であると認めていた⁽²⁸⁾。この言葉は重い。エジプトの同胞団を見るに、他の党に譲るということをしなかった。そのため、最後になって味方に付く者はいなかった。移行期には仲間を見つけることが重要で、たとえ自分たちが十全であったとしても、譲ることによって体制を安定化させることが肝要なのだ。

プントフィホ協定に付け加えて、原則及び政府最低限計画声明（Declaración de Principios y Programa Mínimo de Gobierno）が3人の大統領候補者により署名された。誰が勝ってもプントフィホ協定と原則及び政府最低限計画声明を守るということであった。まず、プントフィホ協定については、「(1)誰が統治するかを決めることについて、唯一合法的手段として選挙を尊重する。(2)新しい民主的な体制の初めの年に、反目が悪化するのを避けるため「挙国一致内閣」又は連立政権を形成する。(3)共通かつ最低限の政府の計画を入念に作り上げる一方で、共通でないものについては、公然と、しかし、雅量ある態度で討論する、ということに合意した。政府最低限計画は1959年の最初の選挙の勝者に関係なく従われるもので、(1)民主的な憲法の入念な作成、(2)国の天然資源の発展における国家の役割、(3)国家の将来の発展にあつて、外国の民間資本の役割の尊重、(4)工業と農業の発展のための経済計画、(5)農地改革、(6)国家と外国所有の石油会社間の関係の見直し、(7)労働者と労組の権利の適切な擁護、(8)忠実で非政策決定機関としての軍の現代化を約束していた」⁽²⁹⁾。さらに、この最低限計画で「各政党は、外国と地元の民間資本の蓄積に基づいた発展モデルを受け入れること、ベネズエラ開発公社（Corporación Venezolana de formento）を通して民間セクターに補助金を支給すること、そして地元の生産者に関税による保護を与えることを同意した」⁽³⁰⁾。さらにこの最低限計画の農地改革には補償金が付くということで地主を安心させ、「財産の徴収や国有化を認めていなかった」⁽³¹⁾。だから外国の石油会社の国有化の問題は起こらなかった。これらの具体的な内容を盛り込んだ協定と声明なくしては民主化の安定は不可能であった。要するに、ベタンクールは譲ったのだ。譲るとするのがトリエニオの教訓だった。さらに軍についても、ペレス・ヒメネス時代に犯した軍の悪行は大赦が認められ、軍のリーダーを裁判にかけないということにした。これは後のブラジル、ウルグアイの例にも見られる⁽³²⁾。そもそも軍は兵舎に帰りたがっていた。

プントフィホ協定は選挙結果に比例して権力を共有し、さらに誰が勝ったかに関係なく、国家の事業と契約へのアクセスや獵官制により、パイの分け前を保証していた⁽³³⁾。ただ、COPEI と URD は AD が主導権をとるのを恐れて、教会、石油会社、軍の実質的な同盟者となった⁽³⁴⁾。COPEI 自体も変わった。1948 年以降、COPEI の最も声高な批判者たちが COPEI を離れた。その結果、柔軟になることができ、教会の好戦的な擁護者を抑制することができた⁽³⁵⁾。それに連立政権に共産党が排除されたことで安堵したことも事実である。教会は法的位置を改められ、1964 年には教会支援法ができて、政府からの財政支援を得た。さらにカトリックの教育の役割を尊重することも約された⁽³⁶⁾。この協定により、企業には仕事を与えられ、大陸で最も安い税金になり、労働連合と与党との話し合いで賃上げが抑制されたとはいえ、国民はラテンアメリカで最も高い賃金、そして食糧補助金を得ることができた⁽³⁷⁾。プントフィホ協定と最低限計画は営利の権利と統治の権利との交換であり⁽³⁸⁾、「労働者は資本主義を受け入れ、資本家は民主主義を受け入れ、それぞれがより戦闘的になるのを控える」ことができた⁽³⁹⁾。テリー・リン・カールが言うには、これができたのは左翼も右翼も強力ではなかったからだ。つまり、石油ドルのために通貨が過大評価され、そのために安い農産物が入り、国内農業が衰退し、地主は力を失っていった。労働者階級はゆっくりと登場するが、中間階級は急速に成長した。つまり、移行は構造的に有利だったため、このコーポラティスト国家を支えたのは石油だったという⁽⁴⁰⁾。

但し、これには代償があった。先にも記した通り、ベタンクールが動員戦略を放棄したことで、国内に彼が不在の間、地下で活動してきた AD の青年部や共産党の反発を招いたのである。1960 年 4 月に AD のすべての青年部が AD を去った。そして、彼らはラテンアメリカで最大のゲリラ運動をすることになった⁽⁴¹⁾。ただ、ゲリラ戦争の脅威があることから、1960 年代の AD は穏健化の道を進むことになる⁽⁴²⁾。

§ 5. エジプト

紙幅の関係上、エジプトについては簡略に述べるにとどめざるを得ない。エジプトに関しては、鈴木恵美の論文、著書が興味深いが、中でも『エジプト革命—軍とムスリム同胞団、そして若者たち』（中公新書）が出色の出来である。ムバラク退陣からシシのクーデターに至る過程が実に丁寧に書かれている。以下は鈴木がこの本に沿って進めることにする。

ムバラクが軍最高評議会に権力を委譲したことには、何の法的根拠もなかった。この本から読み取れるのは、軍には二つの心があったように見えるということだ。一つには、軍は自分たちの権利・利権を取って、面倒な政治から早く退きたいという意識。もう一つは、そうはいつでも最後の国家の守護神は軍であるという意識である。移行政治に関して、本稿なりに整理すると以下の様になるだろう。①軍はシビリアンコントロールを嫌がった、②同胞団は軍と利権を分かち合ってもよいと譲歩をしている、③移行期に国家に資金がなかった、④同胞団は移行期に仲間を作らなかった。

①について。軍はシビリアンコントロールを徹底して嫌がり、結局は②とも関係するが、ムルシー時代の憲法 195 条で、国防大臣は軍人が任命されることになり、197 条で国家防衛会議が設立されても、防衛費については議会で討論されることはない⁽⁴³⁾。しかしながら、いずれ同胞団は軍の利権に切り込んで来ると考え、軍としては油断できなかつた⁽⁴⁴⁾。②について。従って、同胞団は軍を抱き込むために、憲法で譲歩し、加えて 2 年間に県知事を 26 県中 10 県に軍・警察出身者をあてがった。同胞団は知事職を分け合ったが、野党にあてがうことはなかつた⁽⁴⁵⁾。③について。ベネズエラではララサバル暫定政権時代の緊急計画に石油ドルを使うことができたが、エジプトの移行期には手持ちの資金はなかつた。ムルシー政権は公務員給料を 15% 値上げし、これが経済悪化の一因ともなった。さらに IMF からの有利な金融融資も、すべての政治勢力が反対した。一つにはイスラム法は利子を禁じているからだが、融資は増税を条件にしていたからでもあった。だからついに

実行できなかった。2011年11月には財政破綻寸前まで行った⁽⁴⁶⁾。④について。議会選挙を進めるに当たって15の政党で「エジプトのための民主同盟」を作った。しかし、主導権を自由公正党つまり同胞団が握り、軍との交渉で同胞団の望む通りの選挙制度を作った。この間、同胞団の独断的な態度のせいで、諸政党がこの同盟から次々と離れて行った⁽⁴⁷⁾。さらにフェアモント合意では、大統領選挙で決選投票になれば、青年勢力やリベラルはムルシーに投票することになっていた。このフェアモント合意には条件があって、それは首相を同胞団から出さないということだったが、選ばれた人物は、青年勢力やリベラルからすれば裏切りに見えた⁽⁴⁸⁾。さらに2011年11月22日、司法を掌握する憲法宣言をムルシーが出したことで、司法を敵に回した⁽⁴⁹⁾。リベラルも政権への協力を断り、青年勢力も反ムルシーとなり、シシがクーデターを起こしても、ヌール党も警察も司法も次々と反ムルシーになって行った⁽⁵⁰⁾。

§ 6. 結語にかえて

軍人が職業軍人になろうとしない国では、民主化移行はかなり難しい。同胞団も軍を抱き込もうと譲歩した。そして、資金不足があった。民主化移行には、民主化してよかったという思いと少なくとも生活が悪化することはないという安堵感がどうしても必要だ。東欧の民主化の安定は、国家が福祉を削ることがなかったことが移行安定の一つの理由と考えてよい。

惜しまれるのは、同胞団は移行期に仲間を作ることがなかった。隙を見せれば、軍が同胞団の利益を掠め取るという心配もあったし、だからこそ仲間内でしっかりと身を固めておく必要もあった⁽⁵¹⁾。しかしながら、軍と対峙するにはなおさらのこと、同盟者が必要なのだ。少なくとも敵対者を少なくしておかなければならない。ベネズエラでは対照的にADはトリエニオ時代の反省をし、1958年からの移行期には軍、ビジネス、教会に譲歩し、敵を作らなかった。

オドネルとシュミッターは以下の様に言っている。「移行期の成功は、軍のリーダーだけでなく、文民

のリーダーがルールと相互保証についての暫定的協定に至るだけの想像力、勇気、そして自発性を持っているかどうか、に、いっそう左右されるだろう」⁽⁵²⁾。

注

- (1) Guillermo O'Donnell and Philippe C. Schmitter, *Transitions from Authoritarian Rule Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, The Johns Hopkins University Press, 1986. p.45.
- (2) Ibid., p.37. 及びジーン・グリュージェル、仲野修訳、『グローバル時代の民主化—その光と影』、法律文化社、2006年、71頁。
- (3) Terry Lynn Karl, "Petroleum and Political pacts: The transition to Democracy in Venezuela," *Latin America Research Review*, 22(1), 1987, p.66.
- (4) Jennifer McCoy, "The State and the Democratic compromise in Venezuela," in Cal Clark and Jonathan Lemco (eds.), *State and Development*, E.J.Brill, 1988, p.90.
- (5) Steve Ellner, "Introduction: The Search for explanations," in Steve Ellner and Daniel Hellinger (eds.), *Venezuelan Politics in the Chaves Era*, Lynne Rienner Publishers, 2003, pp.8-10.
- (6) 坂口安紀、「第1章 ベネズエラのチャベス政権—誕生の背景と『ボリバル革命』の実態」、遅野井茂雄、宇佐美耕一編、『21世紀ラテンアメリカの左派政権：虚像と実像』、アジア経済研究所、2008年、45頁。
- (7) 同上、同頁。
- (8) Steve Ellner, op.cit., p.12.
- (9) 坂口安紀、前掲書、45頁。
- (10) Terry Lynn Karl, op. cit., p.88.
- (11) Terry Lynn Karl, "Petroleum and Political pacts: The transition to Democracy in Venezuela," in Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter and Laurence Whitehead (eds.), *Transitions from Authoritarian Rule: Latin America*, The Johns Hopkins University Press, 1986. p.219. カールのこの論文は1987年の論文とタイトルが同じだが、

- 使われている表などが幾分異なっている。
- (12) Steve Ellner, op.cit., p.12.
- (13) Brian F. Crisp, *Democratic Institutional Design – The Powers and Incentives of Venezuelan Politicians and Interest Group –*, Stanford university Press, 2000, p.22.
- (14) Terry Lynn Karl, 1987, p.75.
- (15) Daniel H. Levine, “Venezuela since 1958: The Consolidation of Democratic Politics,” in Juan Linz and Alfred Stepan (eds.), *The Breakdown of Democratic Regimes Latin America*, The Johns Hopkins University Press, 1978. p.93.
- (16) Terry Lynn Karl, 1986, pp.203-205.
- (17) Brian F. Crisp, op.cit., p.23.
- (18) Jennifer McCoy, op.cit., p.88.
- (19) Terry Lynn Karl, 1986, p.206.
- (20) Brian F. Crisp, op.cit., pp.23-24.
- (21) Terry Lynn Karl, 1986, pp.207-209.
- (22) Terry Lynn Karl, 1987, p.91.
- (23) Terry Lynn Karl, 1986, p.209.
- (24) Terry Lynn Karl, 1987, p.80.
- (25) Terry Lynn Karl, 1986, pp.210-211.
- (26) Jennifer McCoy, op.cit., pp.88-89.
- (27) Terry Lynn Karl, 1987, p.73.
- (28) Brian F. Crisp, op.cit., p.25.
- (29) Ibid., pp.25~26.
- (30) Jennifer McCoy, op.cit., p.89.
- (31) Terry Lynn Karl, 1987, p.84.
- (32) Ibid., p.83. 及び仲野修、「民主化のプロセス—特に協定を伴う移行について—」、北海道科学大学研究紀要、第 39 号参照。
- (33) Terry Lynn Karl, 1987, p.83.
- (34) Ibid., p.82.
- (35) Daniel H. Levine, op.cit., p.95.
- (36) Brian F. Crisp, op.cit., p.26.
- (37) Terry Lynn Karl, 1987, p.87.
- (38) Ibid., p.86.
- (39) Jennifer McCoy, op.cit., p.86.
- (40) see. Terry Lynn Karl, both 1986 and 1987.
- (41) Terry Lynn Karl, 1987, pp.85-86.
- (42) Daniel H. Levine, op.cit., p.98.
- (43) 鈴木恵美、『エジプト革命—軍とムスリム同胞団、そして若者たち』、中公新書、2013 年、222～223 頁。
- (44) 同上、227 頁。
- (45) 同上、195～196 頁及び 205 頁。
- (46) 同上、202～204 頁及び 231～232 頁。
- (47) 同上、133 頁及び 156～157 頁。
- (48) 同上、210～211 頁。
- (49) 同上、217 頁。
- (50) 同上、234～235 頁及び 239 頁。
- (51) 同上、239 頁。
- (52) Guillermo O’Donnell and Philippe C. Schmitter, op.cit., p.36.